

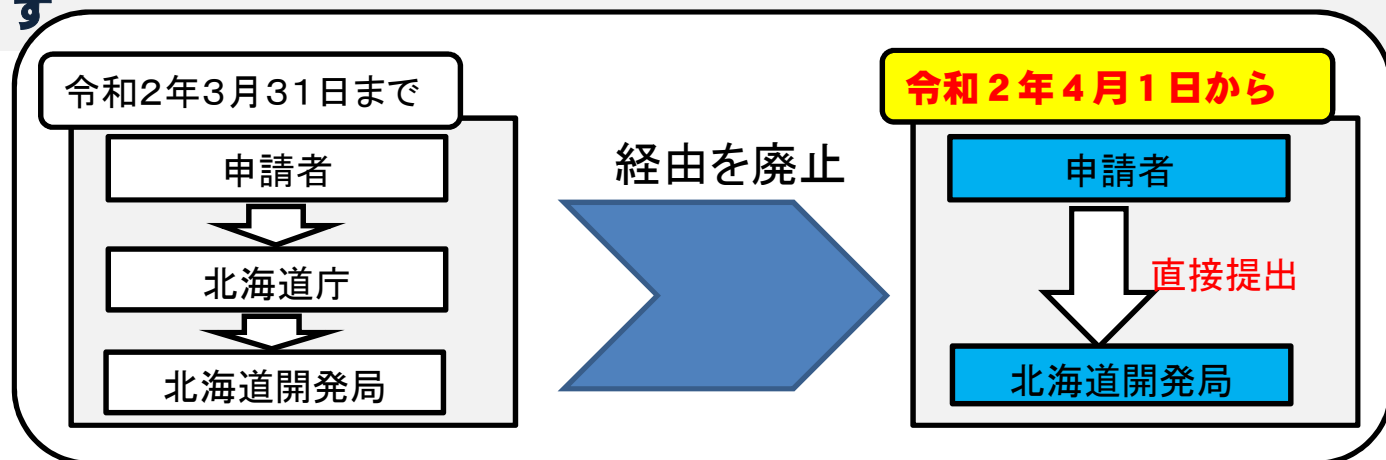
# 許可・経審に係る 書類提出先が変わります

～「建設業許可申請書」及び「経営事項審査申請書」  
は北海道開発局へ直接提出(原則郵送)してください～

## 概要

■令和元年5月31日に成立し、同年6月7日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第26号)において、建設業法の許可申請等に係る都道府県経由事務を廃止することが規定されています。

■同規定は令和2年4月1日に施行され、これにより同日以降、「建設業許可申請書」等の提出先が、**北海道庁から北海道開発局へ変わります**



## その他

■北海道内に主たる営業所を有する**大臣許可業者**の方が対象です。

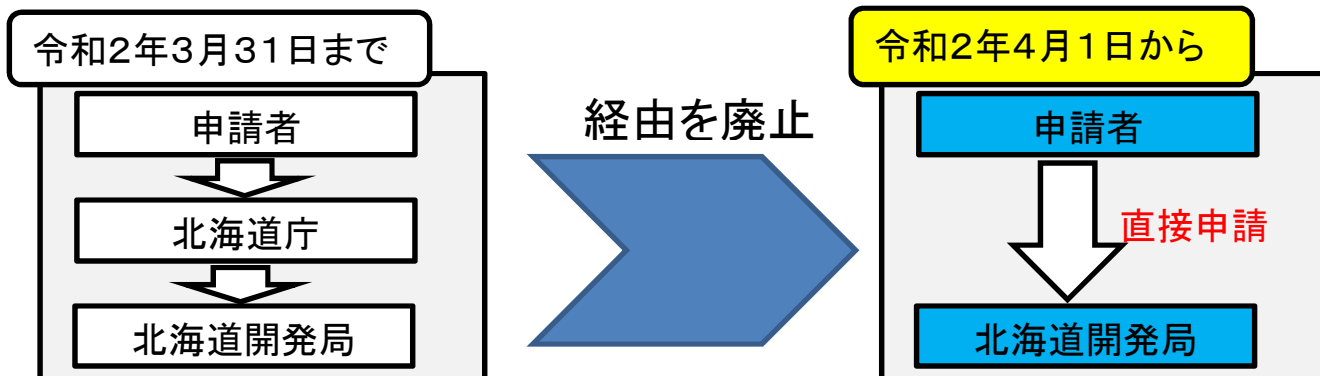
■詳細は、北海道開発局建設業行政ページ又は**別紙**をご確認ください。  
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/kensan/ud49g7000000e3sq.html>

問合せ先：北海道開発局事業振興部建設産業課

電話 011-709-2311 (内線5893)

## ①大臣許可業者建設業許可申請書等の提出先について

建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止に伴い、令和2年4月1日以降、建設業許可に係る申請・届出及び経営事項審査申請書の提出先が北海道庁から北海道開発局へ変更となります(令和2年3月31日申請分までは変更ありません。)



## ②大臣許可業者建設業許可申請書等の提出方法について

経由事務の廃止に伴い、提出方法を持参から原則書留等履歴の残る手段での郵送とします(受付スペースが無いことから持参はご遠慮ください。持参された場合、書類はお預かりしますがその場で内容の審査は行いません。)

## ③郵送先

〒060-8511

札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎

北海道開発局 事業振興部 建設産業課

建設業係(許可申請・変更届(決算報告を含む))

又は

資力確保指導係(経営事項審査申請書)

## ④受理印(副本)の取扱いについて

申請書等の郵送は正本1部のみです。申請書等の表紙に受理印を希望される場合は、押印を希望する申請書等の写し(頭紙)1枚と切手を貼った返信用封筒を同封してください。